

平成 31 年第 1 回（2 月）臨時会

西伊豆町議会議録

平成 31 年 2 月 12 日 開会

平成 31 年 2 月 12 日 閉会

西伊豆町議会

平成31年第1回（2月）西伊豆町臨時会会議録目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (2月12日)

| | |
|------------------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| ○職務のため出席した者 | 4 |
| ○開会宣言 | 5 |
| ○開議宣言 | 5 |
| ○議事日程説明 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 5 |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 6 |
| ○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 13 |
| ○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 19 |
| ○閉会宣言 | 25 |
| ○署名議員 | 26 |

西伊豆町告示第3号

平成31年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年2月1日

西伊豆町長 星野淨晋

1. 期日 平成31年2月12日

2. 場所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 平成30年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）変更請負契約の締結について
- (2) 平成30年度 西伊豆町漁港内航路浚渫工事変更請負契約の締結について
- (3) 平成30年度 西伊豆町一般会計補正予算（第9号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|----|-----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 堤 | 豊 | 君 | 2番 | 山 | 本 | 洋 | 志 | 君 | | |
| 3番 | 山 | 本 | 智 | 之 | 君 | 4番 | 芹 | 澤 | 孝 | 君 | |
| 5番 | 高 | 橋 | 敬 | 治 | 君 | 6番 | 加 | 藤 | 勇 | 君 | |
| 7番 | 西 | 島 | 繁 | 樹 | 君 | 8番 | 西 | 島 | 繁 | 樹 | 君 |
| 9番 | 堤 | 和 | 夫 | 君 | 10番 | 山 | 本 | 榮 | 君 | | |
| 11番 | 増 | 山 | 勇 | 君 | | | | | | | |

不応招議員（なし）

平成 31 年第 1 回（2 月）臨時町議会

（第 1 日 2 月 12 日）

平成31年第1回（2月）西伊豆町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成31年2月12日（火）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 平成30年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事
(安良里地区) 変更請負契約の締結について

日程第 3 議案第 2 号 平成30年度 西伊豆町漁港内航路浚渫工事変更請負契約の締結について

日程第 4 議案第 3 号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|----|-----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 堤 | 豊 | 君 | 2番 | 山 | 本 | 洋 | 志 | 君 | | |
| 3番 | 山 | 本 | 智 | 之 | 君 | 4番 | 芹 | 澤 | 孝 | 君 | |
| 5番 | 高 | 橋 | 敬 | 治 | 君 | 6番 | 加 | 藤 | 勇 | 君 | |
| 7番 | 山 | 田 | 厚 | 司 | 君 | 8番 | 西 | 島 | 繁 | 樹 | 君 |
| 9番 | 堤 | 和 | 夫 | 君 | 10番 | 山 | 本 | 榮 | 君 | | |
| 11番 | 増 | 山 | 勇 | 君 | | | | | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 星野淨晋君 副町長 椿隆史君

| | | | |
|---------------|-----------|-------------|-------------|
| 教 育 長 | 清 野 裕 章 君 | 総 務 課 長 | 佐 久 間 明 成 君 |
| まちづくり課長 | 大 谷 きよみ 君 | 窓 口 稅 務 課 長 | 真 野 隆 弘 君 |
| 健康福祉課長 | 白 石 洋 巳 君 | 産 業 建 設 課 長 | 村 松 圭 吾 君 |
| 防 災 課 長 | 長 島 司 君 | 環 境 課 長 | 鈴 木 昇 生 君 |
| 会 計 課 長 | 森 健 君 | 企 業 課 長 | 松 本 正 人 君 |
| 教育委員会 事務局長 | 高 木 光 一 君 | | |

職務のため出席した者

議会事務局長 山 本 法 正 記 山 本 征 司

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回西伊豆町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） ただちに、本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようにお願いするとともに、固有名詞などには充分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋敬治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

2番 山本 洋志 君、

3番 山本 智之 君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋敬治君）　日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君）　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君）　日程第3、議案第1号　平成30年度 農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長　星野淨晋君登壇]

○町長（星野淨晋君）　議案第1号　平成30年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）変更請負契約の締結について。

平成30年8月9日締結した、平成30年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）について、下記のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1　契約の目的　　平成30年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事
(安良里地区)
- 2　契約の相手方　　静岡県沼津市三園町4番43号
株式会社 岩城商会
代表取締役 岩城隆史
- 3　契約金額　　原契約額　　金 1億1,988万円
変更契約額　　金 696万6,000円増
合計　　金 1億2,684万6,000円

平成31年2月12日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） それでは、議案第1号についてご説明します。

1ページおめくりください。議案第1号の説明調書です。

平成30年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）変更請負契約の締結についてです。

1. 全体の工事概要

- ・被制御所整備工事 1式
- ・発動発電機設置工事 1式
- ・配線工事（被制御所から8・9・10・11・13号陸閘間） 1式

2. 今回の主な変更内容

- ・配線工事の追加（被制御所から8・9号陸閘間の追加）
- ・交通整理人の追加（当初0人から、変更で46人）

3. 工事費内訳書です。当初、変更後、比較の順で読み上げます。

設計金額、1億2,625万2,000円、1億3,359万6,000円、734万4,000円の増。

機器据付工、当初、変更後ともに93万540円で増減ありません。

配線工、1,423万6,888円、1,750万7,873円、327万985円の増。

配管工、当初、変更後ともに1,853万2,324円で増減ありません。

光ケーブル成端・試験工、32万6,802円、54万4,670円、21万7,868円の増。

建築工事、当初、変更後ともに678万6,476円で増減ありません。

撤去工、6万6,670円、9万4,029円、2万7,359円の増。

安全費、0円、54万2,800円、54万2,800円の増。

直接工事費、4,087万9,700円、4,493万8,712円、405万9,012円の増。

諸経費、3,464万7,116円、3,696万64円、231万2,948円の増。

材料費、95万9,984円、138万8,024円、42万8,040円の増。

機器単体費、4,041万3,200円、変更後も変わりなく増減はありません。

工事価格計、1億1,690万円、1億2,370万円、680万円の増。

消費税相当額、935万2,000円、989万6,000円、54万4,000円の増。

合計、1億2,625万2,000円、1億3,359万6,000円、734万4,000円の増。

請負比率94.952パーセントで、落札額、1億1,100万円、1億1,745万円、645万円の増。

消費税相当額、888万円、939万6,000円、51万6,000円の増。

契約額、1億1,988万円、1億2,684万6,000円、696万6,000円の増となるものでございます。

もう1枚おめくりください。

建設工事変更請負契約書案のコピーを添付させていただいております。

もう1枚おめくりください。

説明資料としまして、工事計画の平面図を添付させていただいております。赤色が今年度の施行箇所になります。今回の変更は、平成30年度海岸保全施設整備事業の国県からの補助金、満額を有効活用し、安良里地区の津波防災ステーション事業の進捗を図るもので

先ほど主な変更内容で説明させていただきましたが、当初では発動発電機の設置を含む被制御所の建設と、被制御所と浦上方面の10、11、13号陸閘をそれぞれ配線する設計でしたが、事業の進捗を図るため、天坂地区の8・9号陸閘も、被制御所とそれ配線する工事を今回追加するものです。これにともないまして、配線工、試験工、撤去工が増額となりますが、当初より計上しておりました被制御所整備と発動発電機の設置についての変更はありません。しかし、配線工事につきましては、当初各陸閘と町道との配線時、交通整理人を付ける予定ではありませんでしたが、警察との交通協議によりまして、交通整理人を付けるように指示されましたため、交通整理人を追加することで安全費が増額となっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 若干お聞きしますけども、この配線工事の方式というか、地中埋設なのか。特に聞きたいのは、浜川という川がありますね、公民館と、それとここに赤い線が引いてあるんですけど。あの河川の所の工事というのは、どのようにやられているのかと。その点をお聞きします。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 基本的には、地下埋設になります。既に配管を地中に以前の工事で埋設しておりますので、その中に配線をくぐらせるような形になります。浜川、宮川、浦上川、それぞれの河川に関しましては、橋の横に配管をしまして、その中で電気の線を入れた工事をやっておりまして、今年度は浜川の所の配線工事を当初から計上して、工事は進めております。

○議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） これは、以前から他の地域でもそうですけども、地震の時に液状化してそういう線は切断されるのではないかと。全く無駄な工事だと、私は思っているんですね。特に今質問した浜川は、もう欄干に直接工事をやられているように気がするんですね。あれを以前3年前の水害で、とんでもないあそこは流木が流れて、かなり危険な状態だったんですよ。そういう所にこの津波防災ステーションの配線をするというのは、あまりにも本当に中央制御をやるというのを、本当に考えているのかということで、配線1つをとっても非常におかしいと思うんですけども、それは当初からそういう計画だったんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 計画は当初からです。災害等ありますが、浜川も県の防災工事でそのようなことがないような対策を進めていただいております。浜川に関して、海からの津波に関しては水門でせき止める。そういうことで、橋が飛んだりしないような対策を進める中で、この工事も進めておりまし、地震で必ずしも橋が壊れるという想定はしておりませんし、予知ありとか、台風等で事前に閉めることも、そういうことで可能でありますので、被制御所で一括して閉めることも可能となりますので、こういった事業はそのまま進めているものでございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） 先ほど今回追加になった8・9号の陸閘との取り合わせですけども、その工事自体は分かるんですが、先ほどの課長の説明で、当初設計にどうして入れられなかつたのかというところが、ちょっとよく理解できないんですけども、もう一度ご説明願えますか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 当初の設計額では、10・11・13の3陸閘までの配線でしか設計としてはできませんでした。それが入札差金等ありますて、その事業費が浮いた分を、事業の進捗を図るために、追加として8・9号を入札差金で工事を追加させてもらうという形を取

っております。

○議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） そうしますと、我々の方にいただいた説明書に、配線工事で制御所から8・9・10・11・13ということになっていますよね、当初設計のところが。これは当初設計ではないということですか。この8・9は、最初から抜けていたということですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） この1の全体工事概要は、変更後の概要をすべて載せております。そのために8・9を2の方で追加という形で、また重複はしておりますが明記しております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） ちょっとこれは疑問に思いますが、1ページの表があります、計算表。3の工事費内訳書、この下段の方に工事価格計680万とありますが、この680万はどこどこを足したのが680万になるのか。単純な質問かもしれませんけど、ちょっと教えてください。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 直接工事費に、諸経費、材料費と機器単体費をえたものが工事価格計になります。直接工事費より上の合計が、この直接工事費というところにかかりております。

○議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 中段にある直接工事費405万9,012円、この数字は何ですか、この上の合計になるんですか。直接工事費の計ですか、これが。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今まで変更契約書の添付資料はこのようになっておりましたので、それと同様に作ってあるものでございますので、この直接工事費計の当初、変更後、比較、それぞれそれよりも上のところですね、機器据付工から安全費までのところを足していただければ、ここが小計というか、そういった形で合計になります。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 地元に住んでおりますので、工事の関係でちょっと細かいかと思いますがお聞きします。今回の仕事がもうほとんど終わっているわけですが、浜川と宮川の所の

橋にかかる部分ですけども、すべての部分については、保安管というんですか、地中に埋まっているのも、橋げたのところにもあるわけですが、その橋げたと地中管から出てきた一部が、いわゆる配線がそのまま見える部分があるわけですけども、その部分については、被覆というか保護する工事はこれからはありませんか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 配線が見えているということであれば、それは覆うように指示します。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

町長。

○町長（星野淨晋君） ちょっと議員の言われているその配線が見えているというのが、私が目で見ていないもので分からないですけれども、よく田子とかでも、箱と地中との間に何か蛇腹の黒い管があってということだと思います。あれは管ではなく、あれは被覆で、あの中に線が入っておりますので、あの状態で被覆されているものだと私は理解はしているものですから、また現場を確認したうえで、本当に配線が生で出ている場合は、先ほど担当課長が言ったように対策は取らせますけれども、蛇腹のもので被覆されているようありましたら、それが被覆とご理解をいただくしかないのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋敬治君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 町長のおっしゃるとおりです。私が確認した部分では、その蛇腹の部分がたまたま長さで言えば1メートル弱部分ですけども、ないなということですので、また確認をよろしくしていただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 先ほどの智之議員との関連ですけども、それではこの8・9号は最初からなくて追加して、工事差金でやるということですけど。課長の説明の時に、国の補助金が満額出るから、進捗を早めたいというような何か説明があったんですけど、その辺もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 以前も大浜のところのカメラを変更して、前倒しで付けたということはあったかと思います。それと同じように、県国の補助金というものは金額が決まっております。入札差金が出たからと言って、金額を戻すということは基本しませんので、その予算

の中で工事を施工して、1年でも早く事業を進めるという方針で今まで進めております。この議案書の2ページ目を見ていただければ分かりますけれども、まず設計金額のところが1億2,600万某、変更後の1番下ですね契約額、ここも1億2,600万某、基本的にはたぶん計画では1億2,700万ぐらいで予算が組んでありますので、その中ではまるようであれば、国・県の方に補助金というものを返還しなくても工事ができるということで、先ほど課長が答弁しました契約金額が請負比率が94.952パーセントでございますので、約5パーセントにあたる金額が残りますので、それを国県にお返しすることなく、1年でも早く事業を進めるというところで、先ほどの7号・8号のところを前倒しをして行うというものでございます。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ではこれは、8・9号は一応31年度にやろうとしていたことを、差金が出たから前倒しでやったという、こういう解釈でよろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） そのような解釈でよろしいと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第1号 平成30年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事(安良里地区)変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君）　日程第4、議案第2号　平成30年度　西伊豆町漁港内航路浚渫工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　議案第2号　平成30年度　西伊豆町漁港内航路浚渫工事変更請負契約の締結について。

平成30年9月14日締結した、平成30年度　西伊豆町漁港内航路浚渫工事について、下記のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

| | |
|----------|--|
| 1　契約の目的 | 平成30年度　西伊豆町漁港内航路浚渫工事 |
| 2　契約の相手方 | 静岡県静岡市清水区村松41番地 株式会社　古川組静岡支店 執行役員支店長　古川　勝 |
| 3　契約金額 | 原契約額　金 8,175万6,000円 変更契約額　金 509万2,200円減 合計　　金 7,666万3,800円 |

平成31年2月12日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

○議長（高橋敬治君）　産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君）　それでは、議案第2号についてご説明します。

議案を1ページおめくりください。議案第2号の説明調書です。

平成30年度　西伊豆町漁港内航路浚渫工事変更請負契約の締結についてです。

1. 全体の工事概要

- ・ガットバージ浚渫 $V = 1\text{万} 2,200\text{ 立方メートル}$
- ・土砂詰込・運搬・処分 $V = 4,820\text{ 立方メートル}$

2. 今回の主な変更内容

- ・浚渫土量 (当初 1万 2,400 立方メートルから、変更 1万 2,200 立方メートル)
- ・運搬土量 (当初 5,290 立方メートルから、変更 4,820 立方メートル)
- ・仮設工 (大型土のう) (当初 308 個から、変更 178 個)

3. 工事費内訳書です。当初、変更後、比較の順で読み上げます。

設計金額、8,444万 5,200円、変更後 7,918万 5,600円、525万 9,600円の減。

ガットバージ浚渫工、2,465万 1,200円、2,425万 3,600円、39万 7,600円の減。

土砂陸上運搬処分工、2,669万 260円、2,464万 4,370円、204万 5,890円の減。

仮設工、346万 5,847円、178万 9,974円、167万 5,873円の減。

産業廃棄物処理分工、0円、36万 2,660円、36万 2,660円。

直接工事費、5,480万 7,307円、5,105万 604円、375万 6,703円の減。

諸経費、2,338万 2,693円、2,226万 9,396円、111万 3,297円の減。

工事価格計、7,819万円、7,332万円、487万円の減。

消費税相当額、625万 5,200円、586万 5,600円、38万 9,600円の減。

合計、8,444万 5,200円、7,918万 5,600円、525万 9,600円の減。

請負比率 96,815 パーセントで、落札額、7,570万円、7,098万 5,000円、471万 5,000円の減。

消費税相当額、605万 6,000円、567万 8,800円、37万 7,200円の減。

契約額、8,175万 6,000円、7,666万 3,800円、509万 2,200円の減。

1枚おめくりください。建設工事請負契約書案を添付してございます。

もう1枚おめくりください。資料としまして、安良里、田子、仁科漁港の浚渫箇所位置図3枚を、それぞれ添付させていただいております。

今回は、浚渫土量を各漁港の実績数量に合わせて変更するものでございます。特に安良里漁港の浚渫土は、残土処分場への運搬処理を予定していましたが、浚渫土を仮置き、水抜きしたところ、当初数量より実測数量で減量となつたため、浚渫土砂の積込運搬処分費が減額となりました。また、この浚渫土は、当初安良里漁港と仁科漁港に仮置きする予定でしたが、安良里漁港の利用事業者の方との調整で当初の浚渫の時期を変更し、工期も延長したこと

よりまして、安良里の網屋崎岸壁1か所での仮置きが可能となり、残土運搬費及び囲い用の大型土嚢が減量となりました。また、仮置範囲を山側へずらしたことによりまして、エプロン舗装上には置かないようになり、敷鉄板も取り止めております。一方浚渫土の中には、くず鉄やタイヤ等の異物も入っておりましたので、これらを分別し、処分した費用を新たに計上しております。

今回は、このように浚渫土の陸上運搬処分費や仮置場所等の変更による仮設工の減額が、主な変更になっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 1点、質問します。最後のページの仁科漁港の浚渫箇所の位置図ですけど、前回9月の時も質問した記憶があるんですけど、この投棄箇所がちょうど仁科川のここ所に、ちょうどぶつかる所なんです。また、仁科川の台風とかそういうときになると、水路が変わって直接この漁港区域内の端っこの方に、ちょうど水が流れてくるんです。また、ここに砂が溜まると、また大浜のこの所に舞い戻るというか、多分水流の関係ですけど。この箇所ではなくて、例えば、この後ろの安城海岸のこういう所とかそういうものというのに、検討の余地はなかったかどうか教えてください。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この仁科の大浜のところ、この船揚場の所からすれば、砂があつてじやまだというご意見もありますが、変わって大浜海岸からすれば、砂がなくなって困っているというご意見もあります。また、宮崎の方に持っていきますと、岩場の方に砂が溜まって困るというご意見もありますので、漁協さんと話をした中で、この漁港区域内でこの投棄をするというような形で、ここに設定されてものございますので、議員がおっしゃるように、仁科川から来る砂とその波で寄せられてといいういろいろな因果関係はあろうかと思いますけれども、一応ここにやって砂が逆に大浜に着いてくれればいいのかということもありますので、ここで決めたということでご理解をいただくしかないのかなと思っております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 最初の安良里の網屋崎に上げた浚渫土ですね、これを鷹ノ巣に運んだわけですけども、そこに揚げたから、そこで水分を抜いたから、鉄板工もそういうのも少なくなって減額になったというんですけども。この浚渫残土を私も見に行きましたけども、だいぶヘドロ状態になっていまして、そこで乾かして、何か薬品を入れてコンクリートのように固めて、鷹ノ巣の残土処理場に持っていったと言うんですけど。鷹ノ巣の残土処理場を見に行ってきましたけども、上から残土を捨てていないで、横から安良里の浚渫した部分を入れてあって、雨が降った後にそこへ行ったら、網屋崎のところで見た時には乾いてパラパラだったんですけど、鷹ノ巣の残土処理場で見た時には粘土状態になっていて、雨水が溜まっているんですね。私もその写真を撮ってきてありますけども、議長、これはちょっとこれからははずれてしまって申し訳ないんですけども、残土処理場にこれが運ばれたわけですから、その辺の浚渫した時の状態は見ていると思いますけども、残土処理場に行ったその浚渫土を課長は見に行ったことはありますか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 鷹ノ巣の処分場に、残土を捨てたものも確認しております。水が浮いているのも、まず上からではなくて横からというのは、要は今残土処分場は始まつたばかりで、下から積み上げなければならないので、上からではなくて、中間から下へ、なるだけ下へ押せるような形で、処分場は工事建設の土はすべて中間ぐらいから今は捨てている状態だと思います。浮いている水に関しては、処分場の排水がきちんとできていない部分がありましたので、それは管理する業者に指示しまして、水が抜けるようちょっとした側溝なり何なりを作ってくれということで指示はしております。薬品を入れて残土を入れているわけですが、その薬品を入れて残土を処分場に入れる前には、塩分濃度や有害物質の数値等も計測しまして、安全という確認の中で残土処分場には運んでおります。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議長、残土処理場にちょっと行ってしまって申し訳ないですけど、この議案自体はもう減額ですから、私はいいなと思っていますけども。始めに水を抜く水路とか、そういうものを作つてから、順序的には残土を入れるのがあれなんじゃないですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 末端の所には水路は基本的には付いておりますが、横の部分に多少付いていなかつたり、詰まっていた部分もありますので、その辺をもう少し追加するのと、現況上の水路に上手く入るような所の擦り付け部分での水路の設置を指示したところ

でございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） それでは、この廃棄物処理処分工でお聞きしますけども、これは具体的にはどういう作業をやられたのか。それと今答弁にもありましたように、有害物質等の検査をやったと。何項目やられて、今の現状はどれくらいだったのか。その数値をやはり発表しないことには、ただ安全ですと言ってもよく分からぬですよ。何をどこに頼んで、こういう結果ですというのを明らかにした方がいいと思うんです。とりわけこの安良里の浚渫工は、造船所の付近の関係なもので、かなりいろいろな物質を使っているのではないかと想像するんですけども、そういう点何を、もう一度聞きますが、どこに依頼をして、どういう数値が出たのか。それをはっきりしてください。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 産廃処理等につきましては、請負業者は資格のある業者と契約をしまして、そこに処分をするという形で、どこどこにどれくらい何をどれだけ持っていましたというのが、結果を町の工事の結果として、こちらへ来るようになっております。まだ工事も完成していませんので、その辺の結果は町にはまだ来ておりませんが、すべての工事において産業廃棄物が出た場合には、請負業者がそういった専門の業者と契約をして、どこどこにいつ捨てましたというものを、必ず町に提出する形になっております。

残土の方は、塩分と六価クロムという部分での最終的な調査をしております。数字的には基準値を下回っていますという報告が、やはり浚渫した業者が契約したそういった産廃処理や検査する業者から報告をもらっているはずですが、今ちょっとまだそちらも町の方では来ておりませんが、数値的には大丈夫だという報告は受けております。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今課長が答弁しましたように、残土につきましては業者が調査をしておりますけれども、浚渫する前には町の方でも、水質、また中の土の検査は検査の専門の所に出しておりますので、その数値につきましては、業者さんの報告書がでしだい、合わせて皆さまのところにはお示しをしたいとは思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） これはあくまでも公共事業ですので、業者にお任せという今の課長の発言ですけども、町の課として、きちんとそういった有害物質はないのかと。基準以内なん

とかという今数値、町長は後で数値を示すというから、ぜひ示していただきたいです。六価クロムというのは、かなり有毒な物質だと私は思うんですよ。まだまだ他に重金属等含まれている可能性があるので、どういう項目をやったかというのはきちっとやはり出して、直接安全性をきちっと示すということが重要だと思うんですよ。特にこの浚渫土を、先ほど話した鷹ノ巣のところへ捨てているわけですから、その後の結果もきちっと町で監視をしていくことが必要だと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 浚渫土に関しましては、浚渫する前には正規な数値はないですけども、40項目近くの検査はしております。それは薬品を入れて、薬品で固めて処分場の方へ持っていってますが、すべてマニフェストの中でそういった数値等の基準内ということで、うちの方は判断しております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第2号 平成30年度 西伊豆町漁港内航路浚渫工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10時13分

再開 午前 10時18分

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、議案第3号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第3号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）。

平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億5,144万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月12日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、町道浮島新線法面改良工事にかかる工事費の増が主なものとなっております。財源といたしましては、財政調整基金の繰入金を充てるものです。

資料の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で朗読いたします。

17款繰入金、1項繰入金ともに1,240万円、10億1,638万9,000円。

歳入合計に1,240万円を追加し、63億5,144万2,000円としたいものです。

次に、歳出です。こちらも、款、項、補正額の順で朗読いたします。

7款土木費、1,240万円、4億7,739万1,000円。2項道路橋梁費、1,240万円、1億9,730万9,000円。

歳出合計に1,240万円を追加して、63億5,144万2,000円としたいものです。

3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括、歳入です。先ほどの第1表 岁入歳出予算補正と同様ですので、省略をさせていただきます。

次に、歳出です。ここにつきましても、第1表 岁入歳出予算補正と同額です。補正額1,240万円につきましては、財源はすべて一般財源となっております。

4ページをお願いいたします。

2歳入です。

17款繰入金、1項繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,240万円、1節財政調整基金繰入金1,240万円を予定しております。

次に、3歳出です。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路費、補正額1,240万円、こちらにつきましては15節工事請負費、浮島新線法面改良事業の増額でございます。主な増額といたしましては、法面工、舗装工、安全費等の増額となっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ただいま総務課長から予算額につきまして説明を申し上げましたが、工事内容の増額につきましては、産業建設課長から改めて説明をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 浮島新線改良工事の増額の内容について、説明させていただきます。

この工事は、昨年8月の臨時議会で承認していただいてから現在も施工中ですが、この間変更事項が生じまして、それらに対応する予算不足のため、今回補正をお願いするものです。資料としまして、当初の工事の契約書の写しと、2枚目に平面図と標準断面図を添付させていただいております。

この工事は、国立公園区域であるために、下田の自然保護官と施行前から協議をしており

ましたが、許可条件として、植生基材吹付の種子を国産に限定しなさいという指示を受けましたので、設計単価にその国産種子ということで、設計単価の変更が生じております。

また、警察との交通規制について協議をしましたが、当初設計では交通誘導員の配置は、準備工から仮設防護柵が設置できる約 25 日間 50 人を予定し、仮設防護柵設置後は片側通行となりますけれども、施行延長も短いということで、簡易信号機による交通誘導を予定しておりましたが、警察署との協議によりまして、施工中の全期間、約 9 か月間ですが、1 日あたり 2 名以上の交通誘導員を配置することを指示されまして、ここで仮設工の方が直工で約 300 万近く増額になるという結果になりました。

また、舗装につきましては、当初設計は法面改良を主としてこの工事を考えておりましたので、舗装は最小限の範囲で復旧ということで考えていたんですが、現場を精査しますと、やはり基点から特に町道田子安良里線の路面というのは亀裂がだいぶ目立っておりますし、待避所部分もでこぼこが大きく、道路利用者も不便をきたしているという判断のもと、舗装費を 100 万円ぐらい増額しまして、舗装補修を広範囲に広げたいということで、増額をお願いしたいと思っております。

また、法面工事につきましては、設計書の精査や現場の再調査等により変更が生じております。まず法面の掘削の残土処理につきましては、当初 10 トンで残土処理をする予定でしたが、こここの道路の幅員等で、10 トンですと全面通行止めになってしまふということで、使用機種を 4 トンダンプに変更しております。また、処分土量は、実際に地山を削ったときには、バラバラになりますのでルーズという形になって、掘削土量を積込運搬する時には、その土量の変化率というのを掛けなければならなかつたんですが、それの割り増しをしなかつたために、実際に残土数量がその割増数量を増やした分だけ残土数量が増えたということになり、その面で土工で増額は見込まれることになりました。

また、モルタル吹付工は、法面の成形後再調査したんですが、この 2 枚目の資料の標準断面図の法面がありまして、その小段が真ん中にあると思いますけども、ここの部分の吹付等の法面のモルタル吹付等は、計算からもれておりましたので、こういった部分と実際に道路との擦り付け部分等の数字の分、数量が増額になりました。結果としまして、その種子吹付や土工を含めた法面工事で、やはり 300 万円ぐらいの増額が見込まれるようになりますし、以上のように関係部署との協議による変更、設計の精査、現場再調査による法面工事の数量の変化、舗装補修範囲の拡大が主な理由ということで、直工で約 700 万円ぐらい、諸経費を加えると 1,250 万円ぐらい近い変更額が見込まれるということで、今回補正をお願いするも

のです。

また、補正を承認していただければ、本工事の契約変更事務を進めまして、3月の定例議会に変更契約案を提出させていただきたいと思っております。

以上で、説明の方を終わらせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） 先ほどからの課長の話を聞いておりますと、当初設計の段階での内訳のミスのように聞こえるんです。当初の設計で、土量の変化量とか種子の吹付を国産にしなければいけないということは、もう当然分かっていることだと思うんですが、工事はもうやらなければ仕方がないので、これは仕方ないし、これは住民の生活道路にもかかっていることです。ただ当初設計の持つべき方ですけれども、その辺コンサルとの話は、きちんと県との話とか煮詰まつたうえでやっているのかと、そのような疑問を抱かざるを得ないですが、いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 種子吹付に関しましては、発注前から事前に国立公園の関係で協議をしておりましたが、単価が普通に使っているのは、うちの方で資料とある工事の設計の中の単価を使っていたんですけど、国産となりますと、そういった単価表がないもので、そこから業者に3業者ぐらい複数の業者から見積りを取りまして、それで設計単価を決定する。それまでの期間がちょっと時間がかかりまして、発注に単価を乗せることがちょっと間に合わなかつたということで、当初から設計からそこが外れております。

土工の変化率の部分に関しましては、全くの違算であります。コンサル等にもその辺はちょっと確認をしていたはずなんですが、そこがおろそかになっていたというのですが、言い訳になりますけども、測量設計がこれは平成25年の時にもう既に出来上がっていたものを、今の私の方でそれをそのまま採用させていただいた部分もちょっとありますと、間違いなく土工の方は完全な違算ということになります。

○議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） もちろんここに至るには、いろんな経過があつて理由があつてここに

至っているんですけども。これで1番困るのは、業者が1番困るので、施行業者の方がですね。やはり設計の段階できちんとしっかり精査をして、そこで補正を上げて、工事をやるという形を今後取っていただかないと、こういう事例が出てくると、1番困るのはやはりその請負っている業者が1番困るのでね。苦言をこれ以上呈しても仕方がないんですけども、再発防止というか、そういうことはしっかり発注前でチェックして、今後やっていっていただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 5年前の設計とはいえ、その辺は議員のおっしゃるとおりでございまので、今後、再発防止には努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか

2番、山本洋志君。

○2番（山本洋志君） 今3番議員が言われたどおり、いろいろ住民側から見ると、不信に感じる。それでこういう追加工事費というのが、かなり過去にも便々と出ているような状態が見受けられる。それは設計ミスなのか。当然、競争入札で請負っているわけですから、請負範囲なのかどうかというところで、一般の請負の金額からすれば、儲かっても損しても請負の範囲だと。そういう観点からいくと、どうも町の公共事業になると、甘いというのか、かなり追加工事費が当然認められる。そういう点で、ちょっと住民感情からいくと。

○議長（高橋敬治君） 2番議員に申し上げます。質疑を行ってください。

○2番（山本洋志君） ですから1,240万の件については、もう少し問題はありますしないかと。我々土木は素人ですから分かりにくいんですけど、その辺の考え方を産業建設課長いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 山本議員からのご質問でございますけれども、町としては、先ほども3番議員さんに私も答弁させていただきましたけれども、5年前の設計といえども、入札をかける前、また発注をかける前、予算を作る前にもう一度しっかりと精査をすべきだったということは、改めなければならないと思っております。ただその入札であったり、某のところで住民から不信に思われるということは、私は考えていないというか、議員のおっしゃることにはあたらないと思います。それはなぜかと言いますと、議案第2号を見ていただければ分かりますように、土量が少なくなったとか、いろいろな減額の変更も町ではしておりますわけでございますので、その工事に見合った、また落札額にあった工事をしっかりとしている

ものでございますので、その辺の増減は工事をしている中に発生するものでございますので、増額すると不審に思われ、減額すると拍手をされるということは私は間違っていると思いま
すので、増額もあれば、減額もあるということだけはご承知おきいただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 2番、山本洋志君。

○2番（山本洋志君） 今回、たまたま減額の件が出てきているわけですが、一般に追加工事費の方が相当数、件数として多いのではないかと。そういう中で私も3月の議会で、入札についてちょっと当局の考え方をお聞きしたいという中で、やるわけですけど。

○議長（高橋敬治君） 2番議員に申し上げます。原案についての質疑をお願いします。

○2番（山本洋志君） でしたら今回は、今そういう状況であるわけですから、そういうところで了承いたします。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 種子を国産にしろという指示があったということですけど、なぜ国産にしろという理由なんでしょうか、その辺分かりますか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 直接私が確認はしておりませんが、外来種を除きたいという本心があるかと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第3号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議長（高橋敬治君） 举手多数です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成31年第1回西伊豆町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員